

平成21年 第2回 臨時会

田原本町議会会議録

平成21年11月30日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君

教 育 長	濱 川 利 郎 君	教 育 次 長	松 原 伸 兆 君
会 計 管 理 者	福 西 博 一 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	駒 井 啓 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 泉 義 次 君		

平成 2 1 年田原本町議会第 2 回臨時会議事日程

1 1 月 3 0 日 (月曜日)

- 開 会 (午前 1 0 時)
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 選第 6 号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 報第 1 4 号 平成 2 0 年度田原本町健全化判断比率の報告
- 報第 1 5 号 平成 2 0 年度田原本町資金不足比率の報告
- 議案の一括上程 (報第 1 6 号より議第 4 3 号までの 7 議案について)
- 町長より提案理由の説明
 - ・ 質疑
 - ・ 討論
 - ・ 採決
- 発議第 4 号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・ 質疑
 - ・ 討論
 - ・ 採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成21年田原本町議会第2回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より臨時会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成21年田原本町議会第2回臨時会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から町勢発展に多大なるご支援ご協力賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。また本日は公私何かとご多用の中、ご出席を賜り重ねて御礼を申し上げます。

さて、奈良県では新型インフルエンザの流行が本格化し、国の定める注意報の基準を超えました。今後さらに大きな流行が予想されますので、引き続き迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、本臨時会では既にご案内のとおり3件の報告事項及び6議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが開会のごあいさつとさせていただきます。

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

7番、竹邑利文議員、8番、辻議員、9番、吉田議員、以上の3名の方をお願いいたします。

日程に入ります。

選第6号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（松本宗弘君） 選第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案の朗読をさせていただきます。

選 第6号

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員を選挙する。

平成21年11月30日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 広域連合議会議員につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものがあります。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。それでは投票により行います。

この選挙は広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数による当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することと決定いたしました。

それでは議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名であります。投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては既に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

（投票用紙配付）

○議長（松本宗弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松本宗弘君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。

それでは点呼を命じます。

○議会事務局長（松井敦博君） 投票に先立ちまして事務局から投票の順序等について申し上げます。

投票用紙の記載につきましては、あちらに記載所を設置しておりますので、私のほうから氏名を呼ばせていただきます。そして順次記載所のほうへ出ていただきまして、投票用紙に記載の上、壇上の投票箱に投票していただき、自席にお戻りいただきたいと思っております。

以上の順序ですので、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは氏名を呼ばせていただきます。

(点呼・投票)

○議長（松本宗弘君） 投票漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、植田昌孝議員、11番、松本美也子議員、13番、吉川議員の3名を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、立会人に10番、植田昌孝議員、11番、松本美也子議員、13番、吉川議員の3名を指名いたします。

立ち会いをお願いいたします。

(立会人 所定の場所につく)

○議長（松本宗弘君） それでは開票いたします。

(開 票)

○議長（松本宗弘君） それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票。

有効投票中、小走善秀議員、10票、吉田容工議員、6票。

以上のとおりです。

ただいまの選挙の結果につきましては、本日、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告をいたしますので、よろしくご了承をお願いいたします。

これをもちまして、選第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

報第14号 平成20年度田原本町健全化判断比率の報告

報第15号 平成20年度田原本町資金不足比率の報告

○議長(松本宗弘君) 続きまして、報第14号、平成20年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第15号、平成20年度田原本町資金不足比率の報告の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第14号及び報第15号の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、報第14号及び報第15号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成21年田原本町議会第2回臨時会に提出させていただいた各議案のうち報告事項につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第14号、平成20年度田原本町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会に報告するもので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でありますことから比率はございません。実質公債費比率11.8%で、前年度との比較は

0. 2ポイントの上昇ではありますが、早期健全化基準25%の概ね半分以下の状況でございます。将来負担比率84.7%で、前年度との比較は30ポイントの下落であり、一般会計の地方債残高の減少や駅前整備用地を土地開発公社から買い戻したことによる債務負担行為に基づく支出予定額の減などによるもので、早期健全化基準350%の概ね4分の1の状況でございます。

次に、報第15号、平成20年度田原本町資金不足比率の報告につきましても同法第22条第1項の規定により公営企業の資金不足の状況を議会に報告するもので、水道事業会計並びに公共下水道事業特別会計ともに資金不足比率はございません。

平成19年度決算から各指標の公表が義務づけになり、平成20年度決算からは1つでも基準を上回った場合は、財政健全化計画または財政再生計画等を策定し、財政の健全化を図ることになっておりますが、本町の指標はいずれも基準を下回っております。

以上、概要説明でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、報第14号、平成20年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第15号、平成20年度田原本町資金不足比率の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第16号より議第43号までの7議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第16号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告より、議第43号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例までの7議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第16号より議第43号までの7議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成21年田原本町議会第2回臨時会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第16号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は4,263万3,000円の増額で、予算総額は98億6,129万3,000円でございます。

補正内容は県補助金を活用し緊急雇用創出事業を実施するもので、土木費、4,078万3,000円の増額は、道路施設情報の把握のため既存の道路台帳をデジタル化するもの及び道路河川の草刈り等の環境整備事業と放置自転車整理事業でございます。教育費、185万円の増額は遺跡から出土した遺物の整理事業でございます。なお、財源は県支出金でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により平成21年10月9日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、議第38号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第5号）をはじめ各会計補正予算につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ本町におきましても給与改正を行うものと、人事配置に伴います過不足等の調整を図るため人件費にかかる補正であり、一般会計はこの他に新たな退職者にかかる退職手当負担金を増額するものでございます。

議第38号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第5号）は1,292万

1, 000円の減額、議第39号、平成21年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は292万9,000円の減額、議第40号、平成21年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）は824万2,000円の減額、議第41号、平成21年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）は2,205万9,000円の減額でございます。

次に、議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、景気低迷を受け、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差を解消するため、人事院の勧告に準じて一般職の職員の月例給の引き下げ改定として給料表月額を平均0.2%引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げ、労働基準法の改正を踏まえ時間外労働の割増賃金率について、月60時間を超える超過勤務に係る手当の支給割合を100分の150に引き上げるものでございます。

次に、議第43号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、常勤の特別職の職員の期末手当の年間支給月数を0.25月分引き下げるものでございます。

以上各議案につき、その概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りましてご議決ご承認をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの提案理由の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今回の提案について若干の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、報第16号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について質問いたします。

この提案の中に道路台帳デジタル化ということが上げられています。当初の予算には入っていない事業が盛り込まれています。この点では、本当にこの道路台帳デジタル化というのが必要なのかどうかということについて説明を求めたいと思っております。また、道路維持作業や放置自転車整理作業を臨時に行う理由ですね、これにつ

いてもお願いします。さらに遺物整理を臨時に行う理由と、これについても説明願います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず道路台帳のデジタル化でございますけども、1つは住民からの道路施設の設置状況などに関する問い合わせに対しまして、システムで、迅速かつ的確な情報提供が可能であると考えております。また今後その道路台帳を骨格といたしまして、例えば交通安全施設でありますとか、道路に付随する施設をそこへ入れていくことによって、肉付けしていくことによって、さらなる利用価値が出てくると考えております。

それから道路の維持作業でございますけども。これにつきましては、今専決処分をいただきましたのでシルバー人材センターへ委託しておりますけども、日々町道の巡回、あるいは河川の縁の道路の巡回をしていただきまして、穴ぼこを見つけたらすぐに修理するとか、あるいは交差点付近の草が交通の妨げになっているのであれば草刈りをしていただくとか、あるいはカーブミラーの角度が悪ければ直してもらおうとか、巡回をしていただきまして、できる部分は修理も調整もしていただいているとか、こういうことで非常に活用いたしております。

それから放置自転車の関係でございますけども、これも特に笠縫駅周辺は非常に放置自転車が多いわけでございます。今回これをしていただくことによりまして、人数を2人から3人に増やしたこと、それから1日の時間を増やしたこと、また回数も充実させていただきまして、非常に有効活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 田原本町内の遺跡から出土した未整理遺物の整理を行い、今後の基礎資料として活用を図るようによりたいと考えています。

また、今回につきましては唐古・鍵遺跡から出土した土壌の土器・石器等選別作業を中心とし、また出土遺物の分別収納を行い検索活用できるようにによりたいということで雇用促進をさせていただいたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） デジタル化というのは時代の流れかなという思いはします。

ただそのデジタル化がですね、本当に必要なのかというのが私はちょっと疑問だと思っていますんですね。例えば先日建設課に問い合わせますと、「この町道がいつ認定されたんですか」という話をしますと、「いや、その書類は見当たらないんです」という答弁があったわけですね。その点では、元々の書類があったら、またどこか探したら出てくるかと思えますけども、デジタル化することによって、もう全部これは電子情報に載ったよということで、結果的には原書類をみんな破棄してしまうと。そうするとデジタル化漏れ等が発生した場合、わからなくなると思うんですね。その点では、本当にそのデジタル化をしたら、いいよ、いいよというような話にはなりませんけども。実際にはデジタル化すると、まあ印影の大きさが変わったり、その辺の筆跡等の問題もなかなか難しくなるのじゃないかと思うわけですね。本当にこのデジタル化をして活用するということが考えられていたら、それもそうだと思いますけども。緊急に国がお金を出してあげると言っているから、この際にデジタル化しておこうかというような取り組みでしたらね、それは大変なことになるんじゃないかと思っています。その点では、本当に町としてどこまでこれを活用する気なのかということ、さらには今後もデジタル化したら、そこにまた載せるに当たってコストもかかってくるんじゃないかと思えますけども、その点をどう考えておられるのか説明を願いたい。

それと放置自転車とか、道路維持作業とかですね。今回国から予算がついたからやったということなのか。それともこれは必要だからやるのか、どちらなのかということの説明をお願いします。

それと遺物の整理については、これは秦楽寺の池の残土と違いますのか、唐古・鍵遺跡ではなくて。秦楽寺の池としたら、これはこれで済まないですよ。まだ残りますよね。大変大きな土を掘り返して、それをあれは勾玉（まがたま）ではないですけども、管玉（すがだま）とか、管玉（かんだま）とか、ちょっと名前はわかりませんが、それを選別するということですから、ピンセットによる作業になると思いますので。今回は臨時経済対策ということでやっておられますけども、来年以降どうされるのかということをお説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まずデジタル化に際しまして資料の入力に際して細

心の注意を払って、吉田議員おっしゃるような漏れ落ちのないように十二分に注意して作業をしたいと一つは思っております。

それから今後の活用範囲を広げるために、現課としてはどういう資料を入力していけばどういう活用ができるかと十分研究して、できるだけ大きなメリットがあるようにしていきたいと思っております。

それから道路とか河川の縁の維持作業でございますけども、よく道路の穴ぼこに自転車のタイヤをとられてひっくり返ったとかということがありますので、そういう意味で言うと、ものすごく必要性を感じていた部分でございます。

また、放置自転車の撤去作業につきましても、人数的にちょっと不足だなという思いをしておりましたので、必要性を感じて今回補正予算をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） おっしゃるとおりでございます。秦楽寺につきましては、古墳時代の管玉（かんだま）と言うんですか、そういうものが多数出てまいっております。したがって、細かい作業のピンセットで取り出す作業をやっております。本年度は一応この事業を使いまして秦楽寺整備の約100箱程度計画しております。次年度につきましても計画性をもちながら整理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしましたら道路維持作業、放置自転車整理作業という部分については必要性を感じていると、だからするんだということで聞きます。

そうしたら、ぜひ来年度の予算にも同程度の規模で載せていただきたいと思いますが、それは検討されていますか。

○議長（松本宗弘君） 町長、答えてあげてください。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、どこまで整備すれば完璧かというところの問題かというふうに思っております。今回の補正だけで、それだけで十分だというふうに考えているところではございませんが、予算の範囲内で整備するという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問します。

なかなか文章で見ると具体的にわからないので若干質問させていただきます。職員の給料や手当を引き下げる提案となっています。これを実施すると年間どのぐらいの額が下がるのかということ。また、田原本町のラスパイレス指数が幾らになるのかということ。そしてこの12月の期末手当は何カ月分支給されるのか、どのぐらい支給されるのかという点をご説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてのご質問でございますけれども。これにつきましては、今申されましたように人事院勧告に基づきます月例給を平均の改定率で0.2%の改定をいたしまして、民間給与を上回る格差を解消するための引き下げと、こういうことでございます。そして期末・勤勉手当につきましては、4.5カ月から4.15カ月の0.35カ月分を民間の支給割合に見合うように引き下げをするということでございます。そして、超過勤務手当の割り増しにつきましては、労働基準法の改正を踏まえまして、60時間以上を超える部分につきましては引き上げを行ってまいるということございまして、それに期末・勤勉手当、そして給与の引き下げにかかる影響額につきましては、一般職の職員で3,500万円程度の年間引き下げ額になるということでございます。

ラスパイレス指数につきましては、現在91.7でございます。

12月分につきましては1.6カ月を1.5カ月に、それで勤勉手当につきましては0.75カ月を0.7カ月、合計いたしまして2.35カ月を2.2カ月に改正をするということございまして。0.15カ月分を12月期末・勤勉手当で引き下げるということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後の質問をなぜこんなに繰り返したのかというので、ちょっと私が考えているところを言いますけどもね。この実施はですね、今月これを実施すると来月から適用になるということですよ。ただ、この人事院勧告の「[実

施時期等]」というところにね、「本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給料に調整率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整する」と書いてます。これがちょっとわからなかったんで聞かせてもらったんです。

だから今の総務部長の答弁によりますと、この4月の給与からの調整率を得て求めた額を、これは12月の期末手当から引かれるのか、足されるのかというのが、私はわからないんですけども。これについては説明を求めたいと思います。

それともう一つ一番大事なことなんですけども、この人事院勧告にも書いているんですけども、国家公務員の給与についても、ずっと人事院勧告に基づいてされてきてますよね。ただ国の本府省、何々省の係長さんはですね、この10年間でマイナス12.1%の給料が下がったと。ただ地方の係長さんはマイナス15.1%下がった。同じような人事院勧告を受けて実施しているにもかかわらず、国のほうで働いている国家公務員さんと、地方で働いている国家公務員さんでは結果が違いますよということが、この人事院勧告で書いてあるんですよ。その点では、人事院勧告に沿って田原本町がこの給料を見直すということが本当に必要なのかなと。さらに大きな引き下げになるんじゃないかと危惧するわけですから、その点では田原本町の状況と国との状況とが違いますよね、一律全国押しなべて0.22%の格差があるよと、約800円の格差があるよとは言われますけども、田原本町の状況とは違うわけですね。その点では、田原本町がこの人事院勧告をなぜ受け入れるのかと、今回ね。特に田原本町は黒字の決算をしてますよね。

普通ね、民間の会社は、安易には給料は下げませんよね。上げるときはですね、これだけしか上がらんのかというぐらいしか上げませんが。下げるときは大変配慮しながら下げますよね。ほかのことで、もっと経費が節約できないか、また売り上げが伸びないか、利益が確保できないからということを見て、それでもやっぱりお金が足りないというときは、経営者自らの給料と言いますか、手当と言いますか、ということをもろ落として、それでもだめだったら、働いてる皆さんに申しわけないんですけども、給料をちょっと下げさせてくださいという話になるわけですね。そ

の点では、田原本町が今回黒字の決算であるにもかかわらず、この人事院勧告の受け入れをするという理由を説明していただきたいんです。

○議長（松本宗弘君） 最終は黒字なのに、なぜ人事院勧告を受け入れするのかということですね。

○9番（吉田容工君） そういうのもありますね。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 今おっしゃってます人事院勧告をなぜ受け入れをするのかと、こういうことでございますけれども。町長の提案理由の中で申し上げましたように、民間の格差を是正するための部分でございます。そして国家公務員、そして県の人事委員会もそれに準じて、こう引き下げをされていくと。そして当町も、当町の給料表に見合った形で、平均は0.2%、800円という形になっておりますけれども、当町の場合は平均で593円程度の引き下げ額になるであろうということでございます。

国の基準、ラスパイレス指数を申し上げますと、国が100といたしまして、それに対して地方がどれだけの数字になるかと、こういうことでございますので、それから見まして田原本町は91.7ということでございますけれども、それがすべて給与と人事院勧告との差であるとは、私どもは考えておりません。

調整率につきましては12月1日付けで引き下げを含めまして、引き下げをさせていただきますと。6月期末手当につきましては、平成22年4月1日付けで施行させていただきますということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 確認ですけれども、12月に支給される期末手当、勤勉手当から今回の……、まあ期末手当、勤勉手当との差額分だけが減るだけで、それ以上の月にまたがる支給額の調整はないということですね。

それとですね、民間との格差という話をされましたね。田原本町の民間と田原本町の役場の職員との格差はどうなっているんですか。全国的な話をされてますけれどもね。

それとね、先ほど全国的に800円ですから、593円ですとおっしゃいましたけれども、それは違うんです。

あのね、人勧にはどう書いてあるかと。それは民間との格差は863円ですよ。863円のうち俸給、給料ですね、差額は596円ですよ。で、住居手当が209円ですよと書いてあるわけですよ。ですから全国が800円で田原本町593円というのは嘘ですね、それね。そういう答弁をされましたよね、私、そう理解しているんですけども。全国800円という理解がどうかはわかりませんが。

ですから毎月の給料を、まあ大体、私見させてもらったら、この改定を見させてもらったら、7号級は大体1,000円から1,100円ぐらいの引き下げになっています。3号級の最初と4号級から6号級は大体500円から600円の引き下げになっていますわ、それはちゃんとなっていると思いますよ、それは間違いないと思う。ただ、それに加えて住居手当を加味するから800円程度の引き下げになるという認識ではないですか。そういうことでこれをされるんじゃないですか。もしそれがそうじゃなかったら、人事院勧告に従った処理をされてないということになるわけですけどね。

本当にね、給料を下げるということは大変重大なことなんです。やはり一生懸命働いているにもかかわらず給料が下がると、それなら幾ら働いても下げるのだったら、そんなの一生懸命やっつけられないわということにもなりますし。その点では働く意欲にもかかわる問題なんです。

安易に人事院が勧告したからと、人事院が勧告したのはね、国家公務員に対して勧告したんですよ。田原本町の職員に対して、田原本町に対して勧告したのと違うんですよ。だから田原本町は、なぜこれを受け入れるのかと、その説明をしていただきたいと質問させていただいているんです。もう1回答弁よろしく願います。できますか。

○議長（松本宗弘君） 町長、答弁してあげてください。町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

先ほどの黒字の話がございましたですけども、ご承知のように行政でございますので、民間とは違いまして黒字を目的にやっているわけでは決してございません。結果として黒字が出ただけの話であります。もし本当に黒字がたくさんあるとするならば使うべきところは、議員ご指摘であった子どもの入院費の無料化であるとか、そういったところにも手厚くしていきたいというのが考えでございます。黒字であ

るから人事院の勧告を受け入れないというのは、ちょっと考え方が私は違うんじゃないかというふうに思っております。

今回の人事院の勧告につきましてはおっしゃるとおりで、じゃあ田原本町に反映されているのかと言えれば確かに疑問なところがございます。ただ全国平均で見たときに、このぐらいの差があるだろうということで、目安として出していただいているわけでございますので、町として田原本町の企業との差は、計ることはできませんので、国の目安を使わせていただいて、今回人事院の勧告を受け入れたということでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 基本的にはね、今のは全然受け入れた説明になってないんですよね。それがちょっとお答えのあれなんですけども。

議第38号、議第39号、議第40号、議第41号の補正予算についてですけども。この中でですね、議第42号実施による額、人事院勧告の実施による額と、職員退職による減額分と、退職手当加算額というのを、どのぐらいずつ反映しているのかというのを示していただきたいんですけども、できますか。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（中島昭司君） まず、今回の人事院勧告に基づきます期末・勤勉手当の減額につきましては、一般職に関しましては1,210万3,000円ほどの減額でございます。

その中の内訳といたしまして、一般会計、これは特別職を抜きますけれども、期末・勤勉手当で1,045万円ほどでございます。それと下水道会計につきましては約38万8,000円ほどでございます。それと介護保険特別会計につきましてはマイナスの22万8,867円でございます。そして水道事業会計につきましては

はマイナスの65万6,000円ほどの減額。合計として1,210万3,816円の引き下げになるということでございます。あと共済組合の掛金、退職の特別負担金等々の調整をいたしまして、そういう形になるわけでございます。

それと、月例給と期末でのどのぐらいの差額があるのかということでございますけれども、条例にもございますように100分の99.76という調整率を踏まえて199万6,000円ほどの減額になるということでございます。

○議長（松本宗弘君） よろしいか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、討論に参加をいたしたいと思っております。私は今回提案されております議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対をしたいと思います。

今回の人事院の勧告につきましては、先ほどの提案理由の説明がありましたように、一般職の給与については月例給、特別給、いずれも公務員が民間を上回っているとして、そのため月例給につきましては俸給及び跳ね返り分の引き下げ、自宅に関わる住居手当の廃止、また特別給についても年間で0.35カ月分の引き下げを求めています。これにより職員の年間給与は平均で15万4,000円引き下げという厳しい内容の勧告になっております。今回の勧告による給与の改正は民間の実勢を反映したものとは言え、公務員の生活に与える影響は大きく、地方や企業の労働条件にも波及していくことは予想され、今日の厳しい地域経済や景気をさらに悪化させる可能性が高いものと懸念されます。

今回の勧告に伴う改定によりまして、この10年間で月例給ではマイナス2.85%、特別給は4.95カ月分から4.15カ月分になり、マイナス0.8カ月分減額をされることとなります。その結果、行政職職員の平均年間給与はこの10年間でマイナス9.51%、61万5,000円の減額になっております。今回も若年層を除いた引き下げという形になっておりますが、平成20年度で行政職職員の

大卒初任給は月額17万2,200円ですけれども、これに対して民間企業の大卒初任給の平均は、日本経済連の調べによりますと月額20万5,074円になっております。公務員の初任給は約3万円も低い状況であります。

ご存じのように人事院の勧告は公務員の労働基本権の制限に関する代償処置であります。この役割を持っております。しかし、これまでの給与改正法の国会での審議で厳しい財政事情の中、給料を引き上げることが国民の理解を得られないなどと論議されまして低い状況に置かれてまいりました。また、勧告の資料となる民間給与実態調査につきましても、従来100名以上としていた調査対象企業の規模を平成18年に50人以上に引き下げ、実質的に賃金の抑制を実施してまいりました。

田原本町では、主査以上の昇格につきましては昭和62年以降試験制度を導入し、経験年数による昇格に対する昇給は行われなくなりました。また、平成18年度には給料の見直しを行い、従来の9級制から7級制に移行し、給料の昇給額の減額を行ってまいりました。それらの結果、国家公務員の給与との比較であるラスパイレスにおきまして平成20年度には91.9、先ほどの質問の回答によりますと、今回の改正によってこれが91.7になるとのことです。これは全国の市の平均97.4、全国の町村平均94.2よりも下回っております。退職金につきましても平成16年度に支給率の引き下げを行い、退職時の特別処遇の廃止も行われました。

このように給料も下がり退職金も下がる、そのような状況が現在続いております。このままでは職員の士気に影響することを私は危惧いたします。それにより、つまるところ行政サービスを受けるべき町民の皆様が影響を被ることになるのではないかと懸念をしております。

給与は生活給であります。職員の方々にもそれぞれの生活設計、人生設計があります。そして退職後の生活もあります。私は以前に議会でも提案いたしましたように、今後さらに経常経費等の削減に努力をされまして、抑制されている国家公務員の給与よりもさらに低い田原本町のラスパイレスを、せめて国家公務員並みに引き上げるべきだと考えております。

以上の観点から私は今回の条例の改正に反対をいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは日本共産党を代表して反対討論を行います。

まず、議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

今回の人事院勧告を実施すると平均給与で年間15万円以上の引き下げになります。この10年間で6万円以上の引き下げは職員に耐え難い生活悪化をもたらすもので、今回の人事院勧告は労働基本権の代償制を放棄するもので承認できるものではありません。

先ほども申しましたように、国家公務員の場合であっても平成10年と平成20年を比べると、本府省係長ではマイナス12.1%、地方係長ではマイナス15.1%と、引き下げ額に格差が出ていることを人事院勧告は認めています。同じように人事院勧告を実施していても地域によって大きな差が出ていることを表しています。

先ほど部長はラスパイレース指数91.7とおっしゃいましたが、これはちょっと間違っているんじゃないかと思うんです。昨年度のラスパイレース指数は91.9で、本年度はまだ出てないと思うわけですけども。私が聞きに行ったところでも、まだ計算できないという答弁をされていたので、91.9が正しいと思います。

ただ、これをさらに大きな賃金の引き下げにつながります。そして単なる賃金の値下げにとどまらず、地域経済にも大きな影響を与えます。そして経済の影響以上に一生懸命働いているにもかかわらず賃金を下げられたのでは、働く意欲に大きな影響を与えます。黒字決算の本町が国家公務員に対する人事院勧告を受け入れる理由は、残念ながら示されませんでした。町の財政がもっと窮屈になったら独自に値下げを求める、そういう時代が来るかもしれません。ですから今回は反対に、田原本町は人事院勧告を実施せずに給与を維持しますよということをされても間違いではないと私は考えています。

日本経済がデフレスパイラルに陥っている中、本町の職員の賃金が大幅に下げられると、田原本町経済はさらに落ち込むこととなります。町内の卸・小売業者が次々と転出、倒産、廃業されている状態が続いています。今回の賃下げがさらに拍車を掛けることとなります。期末手当だけでなく月例給や住居手当まで引き下げる今

回の条例改正に何ら正当性は認められないと判断することから、本議案に反対いたします。

続いて、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号についてであります。

これらの議案には議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正をする条例による職員の給料値下げを反映した補正予算であることから、これらの議案にも反対いたします。

議員の皆さんが賃下げの実態を理解され、職員の意欲をより一層喚起するためにも、これらの改正議案と一緒に反対されることを求めて、反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず報第16号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第38号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第39号、平成21年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第40号、平成21年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第41号、平成21年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第42号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

続きまして議第43号、田原本町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

発議第4号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本宗弘君） 続きまして発議第4号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては既に招集通知とともに配付をいたして

おりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。12番、小走議員。

(12番 小走善秀君 登壇)

○12番(小走善秀君) 議長の許可をいただきましたので、平成21年田原本町議会第2回臨時会に上程されました、発議第4号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を申し上げます。

この改正につきましては、国の人事院勧告に準じまして議会議員の期末手当の年間支給月数を0.25月分引き下げるものでございます。

以上が本臨時会に上程いたしました議案についての趣旨説明であります。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長(松本宗弘君) ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより発議第4号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

以上をもちまして本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第2回臨時会が招集されましたところ、公私何かとご多忙の折りご出席をいただき、また上程いたしました重要案件につきましては、すべて議了いただき厚く御礼を申し上げます。

これから日一日と寒さが増してくる時期ではございますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意をされまして、ますますのご活躍をご祈念いたしまして閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成21年田原本町議会第2回臨時会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、本臨時会に提出させていただきました各議案につきまして慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご承認をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。今後とも議員各位におかれましては、町勢発展のため格段のご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

日ごとに肌寒さを感じる季節になってまいりました。議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただきますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。ありがとうございました。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 竹邑利文

田原本町議会議員 辻一夫

田原本町議会議員 吉田容工